

令和 4 年 7 月 1 日

教職員各位

学 長

敷地内等における喫煙者に対する巡回指導の実施について

平成 30 年 7 月の健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙の防止を図るため、大学等の学校では建物内及び敷地内は全面禁煙とされています。

本学においても、法令に基づき敷地内及び敷地に接する道路上などの喫煙を禁止しておりますが、今般、敷地内でたばこの煙による苦情が大学に複数寄せられており、職員による巡回指導（受動喫煙の防止のため敷地内は禁煙であること、自らの意志で禁煙ができない者向けに体育・保健センターにおいて禁煙支援を行っていること。）を行うこととしましたので、御理解と御協力をお願いします。

なお、健康増進法違反や、吸い殻等のポイ捨てがあった場合は、罰則の対象となりますので、ご承知おきください。

また、学生宛には別途周知しますが、教員の皆様におかれましては、ルールが徹底されるよう、指導学生への周知・指導等に特段の御配慮をお願いします。

本学役員、教職員、学生のほか、食堂、清掃等の関係業者、その他学外からの来学者など、すべての者が禁煙の対象となります。担当者におかれましては、関係各位への周知につきましても遺漏がないよう御配慮願います。

ポイ捨てされたタバコの吸殻 (令和4年6月23日)

